

**問** 福島原子力発電所の事故後、食の安全への関心が高まる中、放射能汚染された食材が学校給食に混入されていないか危惧されている。

児童、生徒の健康保持・増進に寄与するために、0ペクレルの食材による安全安心な給食の提供が求められている。

①国が検査対象としている17都県(福島県ほか16都県)で生産された食材を使用し、②使用したことがある場合、放射能データはどんな方法で確認したか。

◇給食用食材の安全性  
◇火葬場・葬祭場の建設は  
◇農業担い手の育成、直売所設置商圏調査  
◇総合避難訓練の取組み



大城誠一 議員

**問** 西原町ほか4市町村共同で建設計画をしている火葬場・葬祭場の進捗状況は。

**総務部長** 該事業については、基本構想それから基本計画を策定しているところである。該構想、計画は公益葬祭場の意義や効率的な維持管理、運営などの基本的な考え方、機能や規模の検討、計画、候補地の選定などについて策定していきます。

**問** 昨年度は、町・JA・農工商会が一部出資する農業生産法人西原ファームが誕生している。今後は、再生農地での生産拡大が期待されている。そこで①本事業を円滑に運営するには、農業生産に従事する担い手の育成が重要である。その対策はどうか考えているか。



西原ファームNO.7

**教育部長** (品不足で)数量が確保できない場合に、取り寄せて使用しています。例えば、サツマイモは4月と9月に茨城から、長ネギは6・7・8月に茨城や千葉、埼玉から入荷している。又、放射能物質データについては、仕入先都県の公式ホームページより確認しています。

**建設部長** 将来的に、再生した農地の一部で新規就農者をはじめとする農業者に農作業の委託を行い、担い手の育成を図っていきます。また、商圏調査については、現在、施設立地等の可能性についての各種データ、商圏の調査、企業施設等の事例等に基づき検討を行っている基礎資料の策定中です。※その他については紙面の都合上割愛します。

**問** 米軍基地問題への町長の見解は  
◇水道課にも屋窓を

県民の総意を無視し、強行配備し、日米合意にも係らず、米軍は初日から運用ルールを平気で無視している。さらには米軍人による事件が相次ぐ中、森本防衛相は2米兵による集団暴行事件をめぐり「たまたま」「事故」と発言し、「耳は貸すけど聞かないよ」という態度であり、沖縄は日米両政府の植民地状態である。これらのことについて町長の見解は。

**町長** 沖縄県民が心を一つにして、粘り強くこの問題

**問** 屋窓業務の運用実績について、現在どのようになっているか。

**総務部長** 町民生活課における屋窓業務の利用状況は、平成23年度において住民票謄本、抄本発行が1千891件、戸籍謄本、抄本等発行が500件、印鑑証明発行が914件、その他の諸証明が270件、年間3万5755件。1日当たり14・83件の利用があり、住民サービスの利便性につながっていると思います。税務課については、屋窓時間のみ件の集計はとっておらず、件数は把握していませんが、健康保険の被扶養者の資格確認等や沖縄県住宅供給公社への証明書提出時には多くの町民が屋窓を利用しています。屋窓開設については広く周知されており、町民からその利便性について評価されているものと考えています。

**問** 屋窓業務を水道課にも拡大出来ないか。

**上下水道課長** 水道に関する

の公平公正の観点から財産等の差し押さえ、不動産等の公売等を行ない、徴収体制を強化し更なる徴収率の向上に向け取り組みたい。それから、分担金負担金・使用料及び手数料についても近隣市町村との均衡バランスを見ながら適正化を図り自主財源の確保に努めたい。

**問** 「西原町教育委員会パラス使用規程」第三条第一項で規定されている使用範囲を拡大して学童クラブも使用できるようにする考えはないか。

**教育部長** 町教育委員会パラスは「パラス使用規程」に基づき運用しており、第三条で使用範囲として、その目的に沿った順位団体及びその他社会教育団体となっています。使用範囲の拡大については、使用規程第三条第二項で、特に教育委員会が認めた場合は使用を許可することができるものとして、その中で対応していきたい。



屋窓のようす

に対してしっかりと対処し、あらゆる機会にあらゆる団体と今後とも取組みを連携しながら強化していきたい。

現在、商圏調査については、再生した農地の一部で新規就農者をはじめとする農業者に農作業の委託を行い、担い手の育成を図っていきます。また、商圏調査については、現在、施設立地等の可能性についての各種データ、商圏の調査、企業施設等の事例等に基づき検討を行っている基礎資料の策定中です。

以上のような業務の内容や現在の職員の体制を勘案すると、現段階での屋窓の開設は厳しいものと考えています。なお、毎月の滞納者に対する閉栓日については、再発行業務が集中することから、住民サービスの観点から窓口業務を屋窓も開設して対応しています。

**問** 本町は公害防止条例が制定されておりますが、現実的には公害が発生して居りその責任の問題が問われて居ります。二つの事例を挙げてみますと、小波津川の水質汚濁公害、法令で定める公有水域への排出基準値をはるかに超える、強酸性、BOD値で二五〇ppm、数トンが排水され、水生の動物物が死滅し、ドブ川になり悪臭の発生、地域住民より苦情。議会で問題として取り上げて居ります。三代の課長に一般質問をし、改善を求めてきました

◇公害の対応



大城好弘 議員

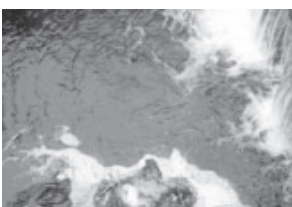
**問** 本町の公害防止条例が現行の公害防止条例に変わる提案が提出されて居り、必要がありませう。町長の見解をお聞きします。

**町長** 指定事業所が大気汚染、水質汚濁とか公害を発生させたとき、基本的には法律上当然県の責任でありませう。

環境行政を進めていくことで地域の環境汚染等の問題から見た場合、一体どこに権限と責任があるか、みてあいまいな部分があります。

が、二四年間かかって解決するという状況。また、棚原地域で産業廃棄物業者が医療廃棄物焼却、焼却炉の基準が一日三〇kg許可量にもかかわらず、夜間二・三〇〇kgも焼却が行われ、ダイオキシン、大気汚染、悪臭が発生。地域住民、議会でも問題視、早期の改善を求めたのに、二ヶ年以上も焼却が行われ、住民運動、健康被害、補償にまで発展し、行政の責任、県の責任が問われて居りますが今日まで明確になつて居りませう。

新しい生活環境保全条例が現行の公害防止条例にかわる提案が提出されて居り、必要がありませう。町長の見解をお聞きします。



水質汚濁が心配される小波津川

**問** 本町の財政も厳しい状況が続いているが、平成25年度予算で自主財源確保をどう考えるのか。

**町長** 町の徴収率は平成16年度までは右肩下がりでしたが、新たな徴収対策を講じる中で近年極めて顕著に高く推移しています。この徴収率は県下でかなり上位に位置し、他市町村からその徴収方法等が問い合わされる状況にあります。今後も国税あるいは県税とも連携を強化しながら、しっかりと課税客体の把握に努めていくことはもとより、悪質な滞納者については税

◇自主財源の確保策  
◇学童クラブの支援充実



有田 力 議員

**問** 町内の放課後の居場所としての学童クラブは民設民営で10ヶ所あり、町はこれらの学童クラブに対し補助金を交付し児童の健全育成をサポートしていることを評価する。民設民営の学童クラブは規模が零細であることから厳しい運営をしているのが現状である。町から補助金は二回に分けて交付されているが、交付回数を年四回とし、厳しい資金繰りの現状を改善、支援する考えはないか。

**福祉部長** 学童クラブへの補助金は、まず申請額の二分之一を概算払いとして交付し、県の交付決定後に残りの二分之一を交付しています。議員提案の四回については学童クラブとも調整を図りながら、交付回数を増やすか、概算払い額を多

めにするのか、検討していきたい。

**問** 「西原町教育委員会パラス使用規程」第三条第一項で規定されている使用範囲を拡大して学童クラブも使用できるようにする考えはないか。

**教育部長** 町教育委員会パラスは「パラス使用規程」に基づき運用しており、第三条で使用範囲として、その目的に沿った順位団体及びその他社会教育団体となっています。使用範囲の拡大については、使用規程第三条第二項で、特に教育委員会が認めた場合は使用を許可することができるものとして、その中で対応していきたい。



異年齢の子どもたちが交流する学童クラブ (太陽学童クラブ)